

大阪府介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 府は、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、収入を2パーセント程度（月額6,000円）引き上げるための措置を実施することを目的として、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日付けこ支障第26号子ども家庭庁支援局部長通知。以下2つの実施要綱を合わせて「国実施要綱」という。）、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱（令和6年2月22日付け厚生労働省発障0222第6号厚生労働事務次官通知。）、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱（令和6年2月22日付けこ支障第37号子ども家庭庁長官通知。以下2つの交付要綱を合わせて「国交付要綱」という。）に基づき、障がい福祉サービス等事業所が、当該賃金改善を行うために必要な費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業等）

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等は別記のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和6年4月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）計画書（以下「計画書」という。）、別紙様式2-1及び別紙様式2-2
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設、障がい児通所支援事業者又は障がい児入所施設（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）が行うものとする。

（補助金の交付の決定及び通知）

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付額の算定方法、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。

- (3) 計画書及び実績報告書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
- ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定からその額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（別紙様式 1）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（経費等の軽微な変更等）

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して 20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

（補助金の交付）

第 7 条 知事は、令和 6 年 2 月分から同年 4 月分の賃金改善分を対象とした補助金については、6 月に概算払するものとし、同年 5 月分の賃金改善分を対象とした補助金については、7 月に概算払するものとする。

2 知事は、補助事業者に係る補助対象月の障がい福祉サービス等報酬総額について大阪府国民健康保険団体連合会から報告を受けたときは、補助事業者から当該月に係る補助金の概算払の請求があったものとみなす。

（実績報告）

第 8 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（別紙様式 3-1 及び別紙様式 3-2）を、令和 6 年 9 月 30 日までに知事に提出しなければならない。尚、令和 6 年 8 月 10 日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整分については、同年 10 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第 9 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 第5条の条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- (5) 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら第12条の特別事情届出書の届出が行われていない等、本要綱の規定に違反したとき
- (6) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられたとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第11条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等

1. 対象事業所、対象者及び対象期間

(1) 対象事業所

本補助金の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「3 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、4（1）の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算及びベースアップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、就労定着支援員（※1）、地域生活支援員（※1）、児童指導員、保育士、職業指導員、共生型障害児通所支援事業所及び基準該当障害児通所支援事業所に従事する福祉・介護職員

(※1) 就労定着支援員及び地域生活支援員は令和6年4月から対象とする。

(※2) 各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

(※3) 上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

(3) 対象期間

令和6年2月から5月までの期間とする。

2 補助額

交付対象期間中の施設・事業所に対する各月分の交付額は、以下の式により確定することとする。

交付額 = a × b（1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（別紙1表1）

なお、a について、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

3 賃金改善等の要件

(1) 賃金改善の実施

本事業の対象となる施設・事業所を運営する障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

(2) 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

(3) 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

(4) その他の要件

① 賃金改善方法の周知について

障害福祉サービス事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について4（1）の福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する照会があつ

た場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

② 労働法規の遵守について

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

4 知事への届出

(1) 福祉・介護職員処遇改善計画書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）を、次の一から四までに掲げる事項について、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により作成の上、知事に提出すること。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額

交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、一の額以上となる額をいう。

三 基本給等による賃金改善の見込額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の交付金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の一から五までに掲げる事項について、別紙様式3-1及び別紙様式3-2により作成の上、知事に提出し、2年間保存することとする。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

二 賃金改善所要額

各施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、一の額以上の額を記載する。

三 基本給等による賃金改善所要額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の交付金の総額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額

② 令和5年2月から5月の賃金総額

五 ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(3) 届出内容を証明する資料の保管及び提示

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(4) 知事への変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に別紙様式4の変更届出書を用いて変更の届出を行う。

① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

② 複数の施設・事業所について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2

③ 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

(5) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（5）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に届け出ること。

① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている施設・事業所の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

② 福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容

③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み

④ 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

5 留意事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の返還

知事は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次の①又は②に該当する場合は、既に交付された福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の一部又は全部を返還させることができる。

① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら4（5）の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合

② 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

(2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件の周知・確認等

府は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件の周知に努めるとともに、交付金の交付を受けている施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件を満たすことについて適切に確認する等、適切な運用に努められたい。

(3) その他

① 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこととする。

② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。

別紙 1

表 1 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障がい児入所施設	2.1%
医療型障がい児入所施設	2.1%

注 1 障がい者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%